

みみよりマップいしかわ

2020 改訂版



石川県立ろう学校

はじめに

このたび本校において、聴覚に障害のある子どもたち一人一人のニーズに応じた支援を効果的・継続的に実施するために、県内の医療、福祉、教育、労働、余暇・地域生活などの分野における支援機関の紹介や支援にかかわる福祉制度の解説をした小冊子『みみよりマップいしかわ』を作成いたしました。

本冊子の作成にあたっては、聴覚障害児(者)の支援に関する情報をできるかぎり1冊にまとめてみようということで、本校のきこえの相談支援センター、自立活動委員会に所属する先生方が中心となって資料収集、編集を行いました。

力不足もあり、把握しきれっていない情報も多々あると存じます。掲載漏れや間違い等お気づきの点がございましたら、本校までご連絡ください。

最後になりましたが、快く情報を提供してくださいました関係機関の皆様にご心より感謝を申し上げます。

石川県立ろう学校

目 次

はじめに	1
------	---

医療

石川県の聴覚障害児早期発見・支援体制について	4
石川県内の補装具費支給意見書を書ける耳鼻咽喉科医について	5
石川県内の人工内耳埋込手術を行える病院	5
石川県内の難聴乳幼児ための言語聴覚訓練を行っている機関	5
石川県内の補聴器の調整を行える機関	6
石川県内の手話通訳者のいる医療機関	6

福祉

石川県内の障害福祉を担当する課	7
石川県内の母子保健を担当する課・係	8
石川県内の保健福祉センター	10
石川県内の保育所(園)、認定こども園を担当する課・係	10
石川県内の児童相談所	11
石川県身体障害者更生相談所	12
石川県知的障害者更生相談所	12
石川県聴覚障害者センター	12
地域活動支援センター ろうあハウス	12
WAM NET(ワムネット)	13
児童発達支援・放課後等デイサービス	13

教育

石川県立ろう学校	15
石川県立ろう学校きこえの相談支援センター	15
石川県立ろう学校寄宿舎	16
石川県立ろう学校の学校間交流校	17
石川県立ろう学校の居住地校交流校	17
石川県内の特別支援教育を担当する課・係	17
石川県内の通級指導教室(難聴・言語障害)・特別支援教室	18
石川県内の特別支援学校	20
石川県言語聴覚士会	21
北陸教育オーディオロジー研究協議会	22
特定非営利活動法人 金沢方式研究会	22

石川県ことばを育む親の会	22
--------------	----

労働

石川県内の公共職業安定所(ハローワーク)	22
石川障害者職業センター	23
石川県内の障害者就業・生活支援センター	24

余暇・地域生活

石川県内の手話サークル	24
石川県内の要約筆記サークル	26
石川県内の学童保育	27
聴覚障害児の集い「コアラの会」	27
白山市 手とお話の会	28
石川県聴覚障害者センター	28

その他

石川県内の認定補聴器技能者がいる専門店	29
---------------------	----

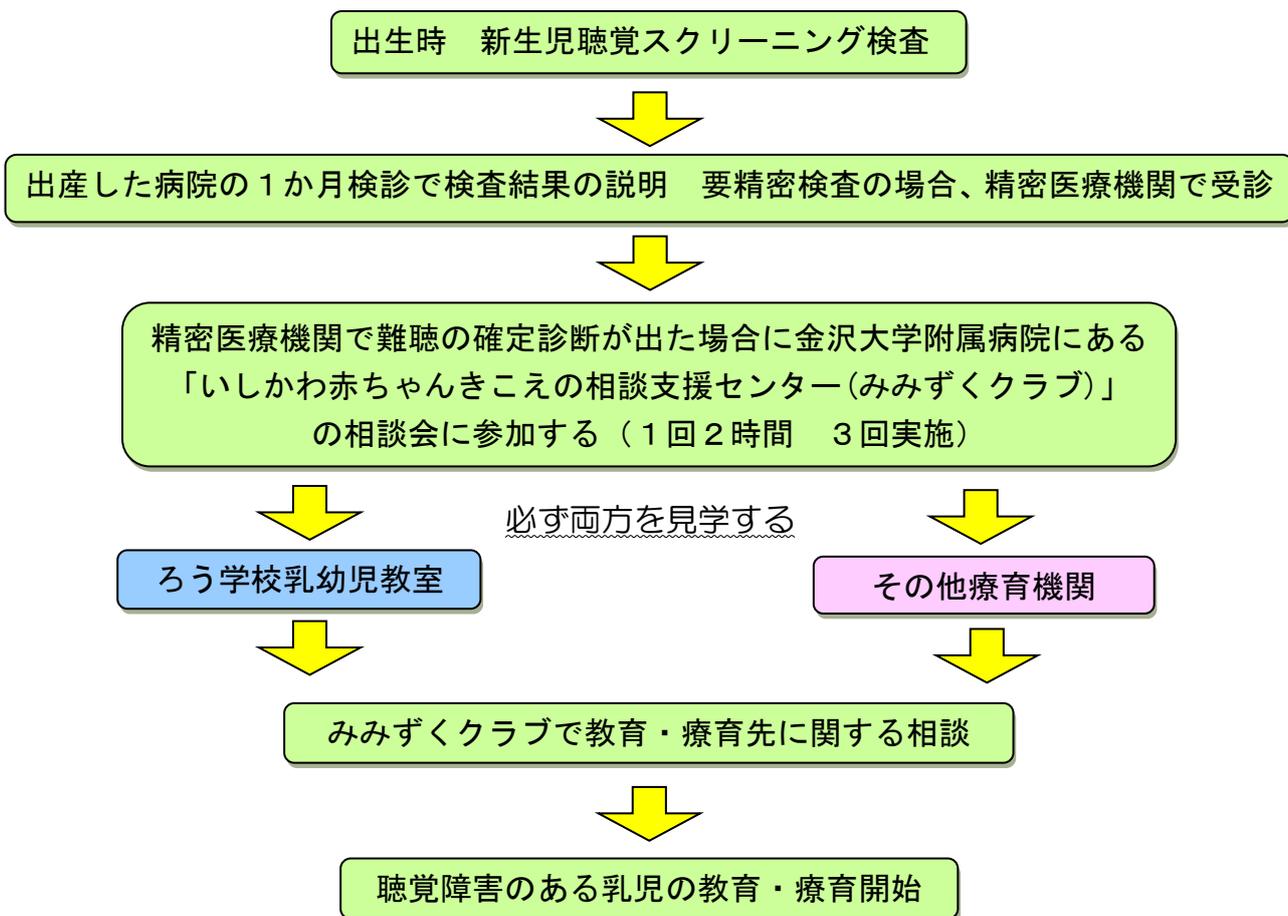
福祉制度

聴覚障害の程度と身体障害者手帳等級、手当等級	30
障害等級の認定方法	31
ろうあ障害程度等級	31
身体障害者手帳の申請方法	31
身体障害者手帳の再交付申請の方法	32
療育手帳の申請方法	32
補装具(補聴器)購入費の支給申請の方法Q&A	32
補装具(補聴器)修理費の支給申請の方法Q&A	35
軽・中等度難聴児補聴器購入費助成制度	36
人工内耳音声信号処理装置購入費等助成制度	37
聴覚障害者用日常生活用具の給付	38
障害者の各種運賃、料金の割引・減免制度	40
石川県内の手帳所持者に対する施設等の割引	42
税金の控除制度	43
補聴器購入費用の医療費控除	44
特別児童扶養手当	45
障害児福祉手当	45
特別障害者手当	45

自立支援医療(育成医療).....	46
自立支援医療(更生医療).....	46
心身障害者医療費助成制度.....	46
特別支援教育就学奨励費.....	47

石川県の聴覚障害児早期発見・支援体制について

平成 21 年度から石川県が専門家の協力を得て独自に作成した「新生児聴覚スクリーニング検査による聴覚障害早期発見と支援のためのマニュアル※」に基づく聴覚障害児早期発見・支援体制が開始されました。(下記のチャート図を参照)



※「新生児聴覚スクリーニング検査による聴覚障害早期発見と支援のためのマニュアル」のポイントは以下の3点

- ①全出生児が新生児聴覚スクリーニング(以下、新スクと記載)を受診できるように周知する(平成29年度は98.5%が受診)
- ②新スクの結果告知は1か月検診時に行う(母子愛着形成の重視)
- ③新スクで「要検査:リファー」であった乳児には乳児精密健康診査受診票を発行する

石川県内の補装具費支給意見書を書ける耳鼻咽喉科医について

障害者総合支援法にもとづく福祉サービスの一つとして、補装具購入費を支給する制度があり、補聴器も支給対象に入っています。

ほとんどの福祉制度と同様に、身体障害者手帳をもっている人が対象ですので、手帳の交付前に補聴器の購入費を請求することはできません。(近年では手帳に該当しない18歳未満の軽・中等度難聴のお子さんに対し補聴器購入のための助成があります。詳しくはP.36「軽・中等度難聴児補聴器購入費等の助成制度」をご覧ください。)

補装具購入費の支給申請の際には、**耳鼻咽喉科医**の補装具費支給意見書が必要となります。ほとんどの耳鼻咽喉科医に書いてもらえますが、一度ろう学校きこえの相談支援センターにご相談ください。

石川県内の人工内耳埋込手術を行える病院

人工内耳(じんこうないじ)は、聴覚障害者の内耳の蝸牛に電極機器を接触させ、聴覚を補助する器具です。人工内耳は音声分析装置、聴覚神経を刺激する電極、電波送信・受信機からなっています。

1994年度から保険適用になり、装用者が増え続けています。

人工内耳手術は、術後のハ(リハ)ビリテーションをはじめ、長期的なフォローの必要があります。手術病院だけでなく、連携したハ(リハ)ビリテーション施設の確認も大切です。

病 院 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
金沢大学附属病院	920-8641	金 沢 市 宝 町 13-1	076-265-2000	076-234-4265
金沢医科大学病院	920-0293	河北郡内灘町大学 1-1	076-286-3511	076-286-2372

石川県内の難聴乳幼児ための言語聴覚訓練を行っている機関

難聴乳幼児を対象にして言語聴覚訓練を行っている施設です。それぞれの施設で言語聴覚訓練の内容が異なりますので、直接お問い合わせください。

施 設 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
金 沢 大 学 附 属 病 院	920-8641	金 沢 市 宝 町 13-1	076-265-2000	076-234-4265
金 沢 医 科 大 学 病 院	920-0293	河北郡内灘町大学 1-1	076-286-3511	076-286-2372
金 沢 医 療 セ ン タ ー	920-8650	金 沢 市 下 石 引 町 1-1	076-262-4161	076-222-2758

石川県立ろう学校	921-8151	金沢市窪 6-218	076-242-6218	076-243-4806
石川県中央児童相談所	920-8557	金沢市本多町 3-1-10	076-223-9553	076-223-9556
恵寿総合病院	926-0866	七尾市富岡町 94	0767-52-3211	0767-52-7483
公立能登総合病院	926-8610	七尾市藤橋町ア部 6-4	0767-52-6611	0767-52-9225
珠洲市総合病院	927-1213	珠洲市野々江町ユ部 1-1	0768-82-1181	0768-82-1191

石川県内の補聴器の調整を行える機関

補聴器の調整・装用指導には、オーディオメーター、補聴器特性試験装置(補聴器からどんな音が出ているかを調べる機械)、デジタル補聴器の調整装置などが必要です。

特に、乳幼児の場合は、ASSR(聴性定常反応)検査データや視覚強化式聴力検査(VRA: 6~18カ月児対象)、条件詮索反応聴力検査(COR: 1~3歳児対象)、遊戯聴力検査(PA: 2~4歳児対象)など、乳幼児聴力検査が可能なオーディオメーターが必要となります。

補聴器専門店でも調整はできますが、乳幼児の場合は上記の機器がそろった機関での調整をおすすめします。

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
金沢大学附属病院	920-8641	金沢市宝町 13-1	076-265-2000	076-234-4265
金沢医科大学病院	920-0293	河北郡内灘町大学 1-1	076-286-3511	076-286-2372
金沢医療センター	920-8650	金沢市下石引町 1-1	076-262-4161	076-222-2758
石川県立ろう学校	921-8151	金沢市窪 6-218	076-242-6218	076-243-4806

石川県内の手話通訳者のいる医療機関

下記の病院には手話通訳者が配置されていますが、いつも在院しているわけではありません。手話通訳者がいる曜日時間帯については、それぞれの病院へ直接お問い合わせください。

病院名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
石川県立中央病院	920-8530	金沢市鞍月東 2-1	076-237-8211	076-238-5366
金沢市立病院	921-8105	金沢市平和町 3-7-3	076-245-2600	076-245-2690

石川県内の障害福祉を担当する課

各市町の役場には障害福祉を担当する課があって様々な福祉手続きが行われます。市町によって障害福祉担当課の名称が違いますのでご確認ください。

補装具（購入・修理）費支給申請書などの書類を、ホームページからダウンロードできる場所もありますのでご活用ください。

県市町の障害福祉担当部署	手話 通訳	所在地	電話番号	FAX番号
石川県障害保健福祉課	○	〒920-8580 金沢市 鞍月 1-1	076-225-1426	076-225-1429
加賀市ふれあい福祉課	○	〒922-8622 加賀市 大聖寺南町二 41	0761-72-7852	0761-72-7797
小松市ふれあい福祉課	○	〒923-8650 小松市 小馬出町 91	0761-24-8052	0761-23-0294
能美市福祉課(福祉事務所)	○	〒923-1198 能美市 来丸町 1110 番地	0761-52-8002	0761-52-8021
川北町福祉課		〒923-1295 能美郡 川北町壱ツ屋 174	076-277-1111	076-277-8355
白山市障害福祉課	○	〒924-8688 白山市 倉光 2-1	076-274-9526	076-275-2211
野々市市福祉総務課	○	〒921-8510 野々市町三納 18-1	076-227-6063	076-227-6252
金沢市障害福祉課	○	〒920-8577 金沢市 広坂 1-1-1	076-220-2289	076-232-0294
内灘町福祉課	○	〒920-0292 内灘町 大学 1-2-1	076-286-6703	076-286-6704
津幡町福祉課		〒929-0393 津幡町 加賀爪ニ 3	076- 288-7926	076-288- 4354
かほく市健康福祉課 (福祉事務所ほのぼの館)	○	〒929-1195 かほく 市宇野気ニ 71-2	076-283-7120	076-283-4116
羽咋市健康福祉課 (福祉事務所)	○	〒925-8501 羽咋市 旭町ア 200	0767-22-1114	0767-22-7153
宝達志水町健康福祉課		〒929-1492 宝達志 水町門前サ 11	0767-28-5506	0767-28-5569
志賀町健康福祉課	○	〒925-0198 志賀町 末吉千古 1-1	0767-32-9131	0767-32-3933
七尾市福祉課障害福祉グループ	○	〒926-0811 七尾市 御祓町 1	0767-53-8464	0767-53-5990

中能登町住民福祉課		〒929-1692 中能登町能登部下 85 部	0767-72-3135	0767-72-3794
輪島市福祉課 (福祉事務所)	○	〒928-8525 輪島市二ツ屋町 2 字 29	0768-23-1161	0768-23-1196
穴水町住民福祉課※	○	〒927-8601 穴水町川島ラ 174	0768-52-3650	0768-52-3320
能登町健康福祉課※	○	〒927-0492 能登町宇出津ト 50—1	0768-62-8515	0768-62-8506
珠洲市福祉課※ (福祉事務所)	○	〒927-1295 珠洲市上戸町北方 1-6-2	0768-82-7748	0768-82-7811

※珠洲市、穴水町、能登町の1市2町で1名の手話通訳者が配置されている

石川県内の母子保健を担当する課・係

母性ならびに乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、健康診査などの仕事をしているのが母子保健担当課です。

金沢市の各福祉健康センターの所轄区域（小学校）は次の通りです。

泉野・・・野町、弥生、中村町、十一屋、長坂台、泉野、新堅町、菊川町、小立野、南小立野、押野、三馬、米泉、富樫、伏見台、額、四十万、扇台、内川、犀川、湯涌、東浅川

元町・・・材木町、味噌蔵町、中央、明成、馬場、森山町、浅野町、小坂、千坂、夕日寺、大浦、田上、俵、医王山、森本、花園、朝日、不動寺、三谷

駅西・・・長田町、諸江町、浅野川、鞍月、栗崎、大野町、金石町、大徳、木曳野、戸坂、西、緑、安原、西南部、三和、米丸、新神田

県市町の母子保健担当課	所在地	電話番号	FAX番号
石川県障害保健福祉課	〒920-8580 金沢市鞍月 1-1	076-225-1426	076-225-1429
加賀市健康課母子保健係	〒922-0811 加賀市大聖寺南町ニ 11-5	0761-72-7866	0761-72-5626
小松市すこやかセンター いきいき健康課	〒923-0961 小松市向本折町へ 14-4	0761-21-8118	0761-21-8066
能美市健康福祉センター 「サンテ」内 健康推進課	〒923-1297 能美市寺井町ぬ 48	0761-58-2235	0761-58-6897

川北町保健センター内 福祉課	〒923-1295 能美郡 川北町壺ツ屋 196	076-277-8388	076-277-8355
白山市健康センター内 健康増進課	〒924-0865 白山市 倉光 3-100	076-274-2155	076-274-2158
野々市市保健センター内 健康推進課	〒921-8510 野々市市三納 3-128	076-248-3511	076-227-6252
金沢市泉野福祉健康センター 母子保健グループ	〒921-8034 金沢市 泉野 6-15-5	076-242-1131	076-242-8037
金沢市元町福祉健康センター 母子保健グループ	〒920-0842 金沢市 元町 1-12-12	076-251-0200	076-251-5704
金沢市駅西福祉健康センター 母子保健グループ	〒920-8577 金沢市 西念 3-4-25	076-234-5103	076-234-5104
内灘町保健センター	〒920-0292 内灘町 鶴ヶ丘 2-161-1	076-286-6101	076-286-6704
津幡町健康推進課	〒929-0393 津幡町 加賀爪二 3	076-288-7926	076-288-4354
かほく市ほのぼの健康館内 健康福祉課	〒929-1125 かほく市 宇野気二 71-2	076-283-1117	076-283-4116
羽咋市すこやかセンター内 健康福祉課健康推進係	〒925-8501 羽咋市 旭町ア 200	0767-22-1115	0767-22-7153
宝達志水町健康推進課	〒929-1492 宝達志水 町門前サ11	0767-28-5506	0767-28-5569
志賀町保健福祉センター内 健康福祉課	〒925-0198 志賀町 高浜町力 1-1	0767-320339	0767-32-3933
七尾市パトリア内 健康福祉部 子育て支援課家庭支援グループ	〒926-0811 七尾市 御祓町1	0767-53-8445	0767-53-5990
中能登町保健センター「すくすく」内 保健環境課	〒929-1692 中能登町 末坂 2 部 57-1	0767-74-0797	0767-74-0223
輪島市ふれあい健康センター内 健康推進課	〒928-0001 輪島市 河井町 2 部 287-1	0768-23-1136	0768-23-1138
穴水町保健センター内 健康推進課	〒927-0027 穴水町 川島夕 38	0768-52-3589	0768-52-3320
能登町健康福祉課保健推進係	〒927-0492 能登町宇 出津ト 50-1	0768-62-8514	0768-62-8506
珠洲市健康増進センター内 福祉課健康推進係	〒927-1214 珠洲市 飯田町 5-9	0768-82-7742	0768-82-8283

石川県内の保健福祉センター

保健福祉センターは、従来の保健所、福祉事務所、児童相談所が統合されたものです。障害者福祉、児童福祉、母子福祉に深く関わっており、就学前のお子さんの発達に関する相談や子育て相談なども行っています。

センター名	所轄区域	所在地	電話番号	FAX番号
石川中央保健福祉センター	白山市 野々市市 石川郡 河北郡	〒924-0864 白山市 馬場町 2-7	076-275-2250	076-275-2257
南加賀保健福祉センター	小松市 加賀市 能美市 川北町	〒923-0801 小松市 園町又 48	0761-22-0796	0761-22-0805
能登中部保健福祉センター	七尾市 羽咋市 羽咋郡 鹿島郡	〒926-0021 七尾市 本府中町ソ 27-9	0767-53-2482	0767-53-2484
能登北部保健福祉センター	輪島市 珠洲市 鳳珠郡	〒928-0079 輪島市 鳳至町畠田 102-4	0768-22-2011	0768-22-5550

石川県内の保育所（園）、認定こども園を担当する課・係

県市町にある保育所（園）、認定こども園の管轄をしています。

県市町の担当課・係	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
石川県少子化対策監室 子育て支援課	920-8580	金沢市鞍月 1-1	076-225-1426	076-225-1429
加賀市子育て支援課	922-8622	加賀市大聖寺町南町二 41	0761-72-7855	0761-72-7797
小松市こども家庭課	923-8650	小松市小馬出町 91	0761-24-8054	0761-24-4312
能美市子育て支援課	923-1198	能美市来丸町 1110 番地	0761-58-2232	0761-58-2293
川北町住民課	923-1295	能美郡川北町壺ッ屋 174	076-277-1111	076-277-8355

白山市こども子育て課	924-8688	白山市倉光 2-1	076-274-9527	076-274-9547
野々市市子育て支援課	921-8510	野々市市三納 18-1	076-227-6076	076-227-6252
金沢市子ども政策推進課	920-8577	金沢市広坂 1-1-1	076-220-2289	076-232-0294
内灘町子育て支援課	920-0292	内灘町大学 1-2-1	076-286-6726	076-286-6704
津幡町子育て支援課	929-0393	津幡町加賀爪 3	076-288-6726	076-288-7935
かほく市子育て支援課	929-1195	かほく市宇ノ気 2 81	076-283-7155	076-283-1115
宝達志水町健康福祉課	929-1492	宝達志水町門前サ 11	0767-28-5506	0767-28-5569
羽咋市健康福祉課 子育て支援係	925-8501	羽咋市旭町ア 200	0767-22-1114	0767-22-1048
中能登町住民福祉課	929-1692	中能登町能登部下 85 部 1	0767-72-3131	0767-72-3794
七尾市子育て支援課保育 支援グループ	926-0811	七尾市御祓町 1 ハトリア内	0767-53-8419	0767-53-5990
志賀町住民課	925-0198	志賀町末吉千古 1-1	0767-32-9121	0767-32-3933
穴水町住民福祉課	927-8601	穴水町川島ラ 174	0768-52-3650	0768-52-3320
輪島市福祉課保育係	928-8525	輪島市ニッ屋町 2 字 29	0768-23-1161	0768-23-1196
能登町健康福祉課 児童福祉係	927-0492	能登町宇出津ト 50—1	0768-62-8514	0768-62-8506
珠洲市子育て支援係	927-1295	珠洲市上戸町北方 1-6-2	0768-82-7747	0768-82-8138

石川県内の児童相談所

児童福祉法第15条に基づき、各都道府県・指定都市に必ず1つ以上設置されています。児童（満18歳に満たない者）及びその家庭に関する問題についてのあらゆる相談に応じています。

内容により精神科、整形外科、小児科などの医学診断、心理相談、社会診断を行い、児童及びその保護者に、必要な助言及び指導を行います。

名 称	管轄区域	所 在 地	電話番号	FAX番号
石川県中央児童相談所	金沢市を除く かほく市以南	〒920-0964 金沢市 本多町 3-1-10	076-223-9553	076-223-9556
石川県七尾児童相談所	羽咋郡以北	〒926-0031 七尾市 古府町そ 8	0767-53-0811	0767-53-3669
金沢市児童相談所	金 沢 市	〒921-817 金沢市 富樫 3-10-1	076-243-8348	076-243-1100

石川県身体障害者更生相談所

身体に障害のある人や家族からの相談に応じるとともに、専門的立場から次のような業務を行っています。

- ① 専門的な知識および技術を必要とする相談および援助
- ② 医学的、心理学的および職能的判定（身体障害者手帳交付のための判定、補装具の処方および適合判定、更生医療の判定）
- ③ その他

住まいが遠い人や重度の障害により相談所へ行けない人のため、巡回相談や訪問事業も行われています。

【連絡先】 〒920 - 0964 金沢市本多町 3-1-10 石川県社会福祉会館内
電話番号 076-223-9557 F A X 番号 076-223-9556

石川県知的障害者更生相談所

知的障害を持つ人や家族からの相談に応じ、専門的な立場から医学的、心理学的および職能的判定を行うとともに、必要な援助を行います。

また、住まいが遠い人や重度の障害により相談所へ行けない人のため、訪問事業も行われています。

【連絡先】 〒920 - 0964 金沢市本多町 3-1-10 石川県社会福祉会館内
電話番号 076-223-9557 F A X 番号 076-223-9556

石川県聴覚障害者センター

聴覚障害者の社会参加と自立を援助し、生活・文化の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。生活相談をはじめ、手話通訳者の派遣事業などのコミュニケーション支援、ビデオライブラリー（字幕・手話入りビデオ）の利用などの情報提供が受けられます。

【連絡先】 〒920-8964 金沢市本多町 3-1-10 石川県社会福祉会館内
電話番号 076-264-8615 F A X 番号 076-261-3021

地域活動支援センター ろうあハウス

社会の中で孤立しがちな聴覚障害者が、人と人との関わりの中で人間らしく働き、ゆたかなコミュニケーション保障のもと、社会参加・社会復帰を図ることを目的として、平成 14 年 4 月に金沢市で初めての聴覚障害者小規模作業所が誕生しました。

通所者とスタッフが共に作業を行い、手話サークル「手の会」のボランティアや市外関係団体その他多くの方々の協力をいただいで円滑に作業を進めてきています。

【連絡先】 〒921 - 8031 金沢市野町 2 - 25 - 6

電話番号 076-242-1105 FAX 番号 076-242-1105

WAM NET(ワムネット)

「WAM NET」は、福祉医療機構が運営する、福祉・保健・医療の総合情報サイトです。独立行政法人福祉医療機構が運用しています。

「WAM NET」の特長は次の通りです。

- ◎福祉や保健、医療だけでなく、介護保険や支援費のことについても調べられます
- ◎自分の住む地域ではどんなサービスが受けられるのか、どんな施設や事業所があるのかを調べられます
- ◎厚生労働省の最新の情報も手に入れることができます。

「WAM NET」のホームページアドレスは次の通りです。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

ご活用ください。

児童発達支援・放課後等デイサービス

平成 24 年 4 月から児童福祉法にもとづく、未就学児を対象にした「児童発達支援事業」と小学生以上を対象にした「放課後等デイサービス」が始まり、身体障害者手帳や療育手帳がない児童（0 歳～20 歳）でも医師の意見書があればサービスを利用できるようになりました。（これまでは手帳が必要だった）

県内でも児童発達支援と放課後等サービスを行う事業所が次々とできています。

事業所（送迎サービスも含めて）を利用した場合の負担上限月額が、保護者の所得に応じて設定されている（0 円、4,600 円、37,200 円のどれか）こともあり、利用される保護者が増えています。

【利用日数の上限】 市町ごとに違うが、23日間のところが多い。金沢市は12日間。
(1日に1時間の利用でも1日にカウントする)

【利用料】 所得に応じて負担上限額（0円、4,600円、37,200円のどれか）が決まる。

【利用の手続き】

障害福祉サービスの相談支援を行っている事業者の相談支援専門員と面談し、利用計画を作成する。

【ろう学校の幼児児童生徒が利用する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所】

- (1) きこえこども支援センターひなげし（日中一時支援事業との併用が可能）

〒921-8173 金沢市円光寺2丁目5番1号（電話 076-244-1380 fax 076-244-1381）

営業日	営業時間	備考	利用定員
月曜、火曜、水曜、 木曜、金曜、土曜（ろ う学校行事に合わせて 開所）	9：00～17：00	年末年始に休みあり	20人

※県内で唯一の聴覚障害児を対象とする事業所。ろう学校との連携会議を実施。

- (2) だいじょうぶ（日中一時支援事業はしていない）

〒924-0822 白山市みずほ1-1-8 電話(076-275-7494) fax(076-275-7404)

営業日	営業時間	備考	利用定員
月曜、火曜、水曜、 木曜、金曜、土曜	9:00～18：00	お盆、年末年始を除 く	10人

- (3) グロース（日中一時支援事業はしていない）

〒920-0152 金沢市鳴瀬元町イ247（電話 076-255-3162 fax 076-255-3163）

営業日	営業時間	備考	利用定員
月曜、火曜、水曜、 木曜、金曜、日曜、 祝日	11：00～17：00 長期休暇、日祝日 9：00～15：00	お盆、年末年始を除 く	10人

石川県立ろう学校

幼稚部には3歳から入学できます。入学にあたり聴覚障害の程度は「両耳の聴力レベルがおおむね60dB以上のもののうち補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能または著しく困難な程度のもの」となっています。(学校教育法施行令第22条の3) 補聴器や手話などを活用して子ども同士のコミュニケーション活動を活発にするとともに、ことばの習得を促し、言語力を高める指導を行っています。

小学部や中学部では、通常の小学校や中学校に準じた教科等の指導を行い、基礎学力を身に付けると同時に、障害に基づく様々な困難を改善・克服する自立活動の指導を行っています。

高等部では、自分の適性、希望に応じて、情報やデザインに関する科目を履修したり、専門的な知識・技術を身に付けたりしています。高等部卒業後には、2年制の専攻科があります。



石川県立ろう学校幼稚部

【連絡先】 〒921-8151 金沢市窪 6-218 石川県立ろう学校
電話番号 076-242-6218 FAX番号 076-243-4806

石川県立ろう学校 きこえの相談支援センター

平成21年度から始まった石川県の聴覚障害児早期発見・支援体制の一翼を担っている相談支援機関です。センターでは、いろいろなご相談に応えることができるように、つぎのような相談支援システムを整えています。

(1) 乳幼児教室

0歳から就学前までの聴覚に障害のある乳幼児と保護者、関係者を対象に、きこえや子育てに関する相談支援や乳幼児聴力検査、補聴器の調整を行っています。

(2) きこえの相談室

小学生以上の聴覚障害児(者)、保護者、教育関係者を対象に、きこえや教育、福祉等の相談、聴力測定を含む諸検査、補聴器の調整を行っています。

(3) 通級指導教室

金沢市、野々市市以外の難聴通級指導教室を設置していない市町を対象に軽度・中等度難聴の児童生徒に教育的支援を行っています。

(4) サテライト教室

ろう学校から教員が出向いて、奥能登地域にいる聴覚障害のある幼児児童生徒に通

級指導と教育相談を行っています。

七尾特別支援学校輪島分校(輪島市門前町)と七尾特別支援学校珠洲分校(珠洲市宝立町)にそれぞれ設置されています。

(5) 専門相談員派遣

保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小・中・高等学校からの要請に応じて、専門相談員を派遣し、聴覚障害のある特別な支援を必要とする幼児児童生徒の相談・支援を行っています。

(相談内容：配慮方法、聴覚・補聴器管理、学習指導、生活指導、進路指導等)

また、研究会や研修会での助言や講話にも応じています。

◎きこえやことばの発達に心配のある子ども、補聴器の調整が合っているのか気になる子どもの相談に応じています。特に就学前の子どもについては、早期教育を継続的に行っています。

◎小さい子どもの聴力測定や補聴器の調整もできます。

◎費用はほとんどかかりません。

【連絡先】 〒921-8151 金沢市窪 6-218

石川県立ろう学校きこえの相談支援センター

電話番号 076-242-6218 F A X 番号 076-243-4806

メールアドレス roukikoe@ishikawa-c.ed.jp

石川県立ろう学校寄宿舎

自宅が遠距離にあるために通学困難な幼児児童生徒は、寄宿舎に入ることができます。ただし、幼児の入舎については関係者と十分に話し合って決めています。

積雪などで通学が困難な幼児児童生徒のための「冬季入舎」や教育的目標により集団生活を体験する「体験入舎」(寄宿舎生が定員に達していない場合のみ)もあります。

寄宿舎では、異年齢の集団生活を通して、豊かな心の成長を目指しています。小さな子どもたちはお兄さん、お姉さんの姿を見て成長し、お兄さん、お姉さんは小さな子どもたちの世話をすることで、優しい心を育みます。

また、季節ごとの行事や、日々のマナー運動や、ごみ分別の取り組みなどを通して、社会に適応する力を育てます。

利用者には、特別支援教育就学奨励費が支給され、費用はほとんどかかりません。

【連絡先】 〒921-8151 金沢市窪 6-218 石川県立ろう学校寄宿舎

電話番号 076-241-7513 F A X 番号 076-243-4806

石川県立ろう学校の学校間交流校

地域の学校の大きな集団と交流することによって、さまざまな社会的刺激をうけ、小さな集団では得られにくい社会性を育てています。

石川県立ろう学校小学部は、昭和 56 年度より、近くの金沢市立富樫小学校と交流を行っています。中学部は高尾台中学校と交流を行っています。

幼稚部においても昭和 55 年度から社会福祉法人伏見台保育園（2020.4 より伏見台保育園 Neo）との交流保育を行っています。

石川県立ろう学校の居住地校交流校

一人ひとりの子どもたちが、自宅がある校区の学校と交流活動を行うことです。現在、小学部の児童が交流をしています。

石川県内の特別支援教育を担当する課・係

県立の高等学校や特別支援学校は、石川県教育委員会学校指導課の管轄です。

市町立の学校にある特別支援学級や通級指導教室、特別支援教室は、各市町の学校教育担当課・係の管轄になります。

どの市町にも特別支援教育の担当者が配置されています。

県市町の担当課・係	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
石川県教育委員会 学校指導課	920-8580	金沢市鞍月 1-1	076-225-1829	076-225-1832
加賀市学校指導課	922-8622	加賀市大聖寺南町二 41	0761-72-7975	0761-73-4824
小松市学校教育課	923-8650	小松市小馬出町 91	0761-24-8122	0761-23-3563
能美市学校教育課 (TANTO 内)	929-0123	能美市大成町又 118	0761-58-2271	0761-55-8530
川北町教育委員会	923-1295	川北町壺ツ屋 174	076-277-1111	076-277-8355
白山市学校教育課	924-8688	白山市倉光 2-1	076-274-9571	076-274-1665
野々市市学校教育課	921-8510	野々市町字三納 18-1	076-227-6162	076-227-6258
金沢市学校指導課	920-8577	金沢市広坂 1-1-1	076-220-2436	076-223-4602
内灘町学校教育課	920-0292	内灘町字大学 1-2-1	076-286-6717	076-286-6714
津幡町学校教育課 (文化会館シグナス内)	929-0342	津幡町北中条 12-1	076-288-6700	076-288-6436
かほく市学校教育課	929-1193	かほく市宇野気二 81	076-283-7136	076-283-3643

宝達志水町学校教育課	929-1392	宝達志水町小川ハ 250	0767-28-5517	0767-28-5541
羽咋市学校教育課	925-8501	羽咋市旭町ア 200	0767-22-7131	0767-22-7132
中能登町教育文化課 (ラピア鹿島内)	929-1721	中能登町井田に部 50	0767-76-2808	0767-76-2802
七尾市学校教育課	926-8611	七尾市袖ヶ江町イ部 25	0767-53-8435	0767-53-5194
志賀町学校教育課	925-0198	志賀町末吉千古 1-1	0767-32-9360	0767-32-3933
穴水町教育委員会	927-8601	穴水町川島字ラ 174	0768-52-3710	0768-52-0395
輪島市学校教育課 (文化会館内)	928-0001	輪島市河井町 20 部 1-1	0768-23-1171	0768-23-1199
能登町教育委員会	927-0492	能登町宇出津ト 50—1	0768-62-8537	0768-62-8538
珠洲市教育委員会 学校教育係	927-1295	珠洲市上戸町北方 1-6-2	0768-82-7810	0768-82-6630

石川県内の通級教室（難聴・言語障害）・難聴学級

通級指導教室（難聴・言語障害）は、通称「きこえの教室」「ことばの教室」といわれるもので、小学校や中学校に通う聴覚や言語に障害のある子どもたちが、決められた時間に通って、個に応じた指導を受ける場です。

能登北部地域では、平成 21 年度から難聴児のための特別支援学級が設置されています。通級指導教室・難聴特別支援学級は、以下の学校に設置されています。（令和 2 年現在。毎年変更がありますので詳しくは市町の教育委員会にお尋ねください）

学 校 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
加賀市立錦城東小学校 言語障害(通級)	922-0111	加賀市大聖寺敷地ワ 13	0761-72-3234	0761-72-6713
加賀市立作見小学校 言語障害(通級)	922-0423	加賀市作見町ナ 154	0761-74-0164	0761-74-8734
加賀市立山代小学校 言語障害(通級)	922-0245	加賀市山代温泉山背台 2-44-1	0761-76-0146	0761-76-4404
小松市立芦城小学校 言語障害(通級)	923-0927	小松市西町 25	0761-22-3950	0761-22-3953
小松市立矢田野小学校 言語障害(通級)	923-0304	小松市下粟津町ク 101-1	0761-44-2593	0761-44-5983
小松市第一小学校 言語障害(通級)	923-0811	小松市白江町ハ 73-1	0761-22-3173	0761-22-3169
小松市稚松小学校 難聴特別支援学級	923-0910	小松市殿町2丁目7	0761-22-8571	0761-22-8570

能美市立浜小学校 言語障害(通級)	929-0123	能美市中町力 14	0761-55-0116	0761-55-0423
能美市立寺井小学校 難聴特別支援学級	923-1121	能美市寺井町60	0761-57-0070	0761-57-0092
白山市立松任小学校 言語障害(通級)	924-0878	白山市末広 1-100	076-276-1261	076-276-6627
野々市市立野々市小学校 言語障害(通級)	921-8815	野々市市本町 5-3-1	076-248-0084	076-294-2510
金沢市立中村町小学校 言語障害(通級)	921-8022	金沢市中村町 26-12	076-241-0716 076-241-0741 (直通)	076-241-0760
金沢市立犀桜小学校 言語障害(通級)	920-0995	金沢市新竪町 3-25	076-262-2355	076-262-2356
金沢市立兼六小学校 言語障害(通級)	920-0931	金沢市兼六元町 7-15	076-231-7279 076-263-0466 (直通)	076-232-0515
金沢市立中央小学校 芳齋分校 言語障害	920-0862	金沢市芳齋 2-3-8	076-221-1811 076-221-1860 (直通)	076-221-1844
金沢市立明成小学校 難聴(通級)	920-0845	金沢市瓢箪町 5-48	076-231-7438 076-265-7755 (直通)	076-231-5599 076-265-7755 (直通)
金沢市立明成小学校 言語障害(通級)	920-0845	金沢市瓢箪町 5-48	076-231-7438 076-265-7755 (直通)	076-231-5599 076-265-7755 (直通)
金沢市立扇台小学校 言語障害(通級)	921-8141	金沢市馬替 1-34	076-298-2711	076-298-2711
金沢市立額小学校 難聴(通級)	921-8141	金沢市額乙丸イ 41	076-298-0167 076-298-8218 (直通)	076-298-4885 076-298-8218 (直通)
金沢市立杜の里小学校 言語障害(通級)	920-1165	金沢市若松町3丁目282	076-222-1150	076-222-1151
金沢市立泉中学校 難聴(通級)	921-8036	金沢市弥生 1-26-1	076-242-2411 076-241-1654 (直通)	076-242-2412 076-241-1654 (直通)
金沢市立長田中学校 言語障害(通級)	920-0067	金沢市二宮町 1-1	076-231-0039	076-231-0039
石川県立ろう学校 難聴(通級)	921-8151	金沢市窪 6-218	076-242-6218	076-243-4806

津幡町立英田小学校 難聴特別支援学級	929-0319	津幡町井36	076-288-8533	076-288-8534
かほく市宇ノ気小学校 言語障害(通級)	929-1125	かほく市宇野気リ 147	076-283-0014	076-283-3323
かほく市宇ノ気小学校 難聴特別支援学級	929-1125	かほく市宇野気リ 147	076-283-0014	076-283-3323
羽咋市立羽咋小学校 言語障害(通級)	925-0052	羽咋市中央町サ 90	0767-22-0129	0767-22-0851
志賀町立志賀小学校 難聴特別支援学級	925-0141	志賀町高浜町マ 14-1	0767-32-0320	0767-32-5145
七尾市立小丸山小学校 言語障害(通級)	926-0852	七尾市小島町子部 3	0767-52-5432	0767-52-5433
中能登町立鹿西小学校 言語障害(通級)	929-1604	中能登町能登部下 110-20	0767-72-2019	0767-72-2094
中能登町鳥屋小学校 難聴特別支援学級	929-1704	中能登町末坂ナ一7	0767-74-0019	0767-74-2214
輪島市立鳳至小学校 難聴特別支援学級	928-0077	輪島市鳳至町堂金田 1	0768-22-0620	0768-22-0989
七尾特別支援学校 輪島分校サテライト教室 難聴	927-2131	輪島市門前町広岡 5-3	0768-42-3121	0768-42-3122
七尾特別支援学校 珠洲分校サテライト教室 難聴	927-1914	珠洲市宝立町鶺鴒 6-20	0768-84-2050	0768-84-2051

石川県内の特別支援学校

平成 19 年度から、これまでの盲・ろう・養護学校の法律上の名称が、特別支援学校に変わりました。それぞれの地域に住んでいる幼児児童生徒や保護者、教員などを対象にした相談活動や研修会なども行っています。

学校名の下に書いてある略字は、その学校が相談の対象にしている障害名です。

それぞれの略字は、次の障害を表しています。

知・・・知的障害、肢・・・肢体不自由、聴・・・聴覚障害、視・・・視覚障害
病・・・病弱・身体虚弱、発・・・発達障害(広汎性発達障害・LD・ADHD 等)

学 校 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
錦城特別支援学校 知・肢・発	922-0563	加賀市豊町イ120	0761-73-3101	0761-72-8156
小松特別支援学校 知・発	923-0153	小松市金平町丁76	0761-41-1215	0761-41-1105
小松瀬領特別支援学校 肢・知・発	923-0183	小松市瀬領町丁138-1	0761-46-1324	0761-46-1403
医王特別支援学校 小松みどり分校 病・発	923-0961	小松市向本折町へ14-1	0761-24-0103	0761-24-5098
明和特別支援学校 知・肢・発	921-8834	野々市町中林4-70	076-246-1133	076-294-2879
盲学校 視	920-0942	金沢市小立野5-3-1	076-262-9181	076-222-0214
ろう学校 聴	921-8151	金沢市窪6-218	076-242-6218	076-243-4806
医王特別支援学校 病・発	920-0171	金沢市岩出町木1	076-257-0572	076-257-2417
いしかわ特別支援学校 肢・知・発	920-3116	金沢市南森本町リ1-1	076-258-1101	076-258-1102
七尾特別支援学校 知・発	926-8545	七尾市下町己部54	0767-57-1244	0767-57-2967
七尾特別支援学校 輪島分校 知・肢・聴・視	927-2131	輪島市門前町広岡5-3	0768-42-3121	0768-42-3122
七尾特別支援学校 珠洲分校 知・肢・聴・視	927-1222	珠洲市宝立町鶉飼6-20	0768-84-2050	0768-84-2051
金沢大学 附属特別支援学校 知・発	920-0933	金沢市東兼六町2-10	076-263-5551	076-264-2275

石川県言語聴覚士会

言語聴覚士は、様々な原因による言語機能向上のための指導を行っていますが、聴覚に障害のある場合についても、言語訓練や、これに必要な検査などを行うことができます。

医療、福祉、研究機関、教育機関などに言語聴覚士がいますが、施設によって対象となる障害や対象年齢が異なります。

石川県言語聴覚士会にお問い合わせのうえ、ご利用ください。

お問い合わせは電子メールにてお願いします。

【連絡先】 〒926-0816 七尾市藤橋町ア部6-4

公立能登総合病院リハビリテーション部内

メールアドレス info@st-ishikawa.com

北陸教育オーディオロジー研究協議会

北陸教育オーディオロジー研究協議会は、聴覚障害教育における聴覚補償、聴覚管理、聴覚学習及びこれらに関わる教育上の支援を「教育オーディオロジー」として確立し発展させることを目的に、北陸地区（福井、石川、富山、新潟）の教育機関等と連携し研修および研究を行っている会です。

特定非営利活動法人 金沢方式研究会

金沢方式は、かつて金沢大学附属病院で行われていた言語訓練法です。現在は石川県社会福祉会館で、週に1回の例会を行っています。

金沢方式研究会は、聴覚障害児（難聴・ろうの乳幼児、子ども）がその持っている能力を正しく発揮することを目指す金沢方式の実践、普及に関する事業を行い、もって聴覚障害児・者の福祉に寄与することを目的として活動しています。

【連絡先】 〒920-0802 金沢市三池182-5

電話番号 076-251-1371

メールアドレス kanazawahoushiki@gmail.com

石川県ことばを育む親の会

難聴、吃音、構音障害、ことばの遅れ、軽度発達障害などきこえやことばに悩みや不安のある子ども達の親の会です。きこえの教室、ことばの教室、ろう学校、障害児学級に通う子どもや乳幼児の親が集まっています。様々な悩みを話し合ったり、講師を招いて勉強会を行ったりしています。機関紙『あじさい』を発行しています。

【連絡先】 〒921-8845 石川県野々市市太平寺2-9 大森 克成

電話番号 076-248-6303 (FAX番号も同じ)

メールアドレス aihuru@po4.nsk.ne.jp)

石川県内の公共職業安定所（ハローワーク）

障害者のための専門職員・相談員が配置されており、求職申し込みから就職後のアフタ

一ケアまで一貫した職業紹介、就業支援等が行われています。個人にあった職場の個別開拓や面接の同行等、きめ細かなサービスを受けられます。障害者を対象とした就職面接会も実施されています。石川県聴覚障害者センターのホームページには、手話協力員等の派遣日が掲載されています。訪問の際の参考にしてください。

施設名	管轄	所在地	電話番号	FAX 番号
加賀公共職業安定所	加賀市	〒922-8609 加賀市大聖寺 菅生イ 78-3	0761-72-8609	0761-72-8619
小松公共職業安定所	小松市 能美市 川北町	〒923-8609 小松市日の出町 1-120 小松日の出合同庁舎 2階	0761-24-8609	0761-22-8580
白山公共職業安定所	白山市 野々市市	〒924-0871 白山市西新町 235	076-275-8533	076-275-8047
金沢公共職業安定所	金沢市	〒920-8609 金沢市鳴和 1-18-42	076-253-3030	076-253-8109
金沢公共職業安定所 津幡分室	かほく市 河北郡	〒929-0326 河北郡津幡町清水ア 66-4	076-289-2530	076-289-2543
七尾公共職業安定所	七尾市 鹿島郡	〒926-8609 七尾市小島町 西部 2 七尾地方合同庁舎 1階	0767-52-3255	0767-53-7106
七尾公共職業安定所 羽咋出張所	羽咋市 羽咋郡	〒925-8609 羽咋市南中央町 キ 105-6	0767-22-1241	0767-22-0942
輪島公共職業安定所	輪島市 穴水町	〒928-8609 輪島市鳳至町 畠田 99-3 輪島地方合同庁舎	0768-22-0325	0768-22-1394
輪島公共職業安定所 能登出張所	珠洲市 能登町	〒927-0435 鳳珠郡能登町 宇出津新港 3-2-2	0768-62-1242	0768-62-1243

石川障害者職業センター

石川障害者職業センターでは、障害者職業カウンセラー等を配置し、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討しているあるいは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

【連絡先】 〒920-0901 金沢市彦三町 1-2-1 アソルティ金沢彦三 2階
 電話番号 076-225-5011 FAX番号 076-255-5017
 メールアドレス ishikawa-ctr@jeed.or.jp

石川県内の障害者就業・生活支援センター

雇用の促進及び就業の安定を図ることを目的とした機関です。就業を継続するために必要な指導や助言、その他の支援を就業面だけでなく、生活面においても受けることができます。

施設名	実施区域	所在地	電話番号	FAX番号
金沢障害者就業・生活支援センター	金沢市、白山市 かほく市、河北郡 石川郡	〒920-0864 金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館	076-231-3571	076-231-3560
こまつ障害者就業・生活支援センター	小松市、加賀市 能美市、川北町	〒923-0942 小松市桜木町96-2	0761-21-8553	0761-21-8559

石川県内の手話サークル

県内には多くの手話サークルがあり、さまざまな活動をしています。

手話サークルは公民館や学校などの施設を例会の会場として借り受け、自主的に活動しています。(公民館や学校などが主催しているわけではありません。)

また、例会場所や時間は変更になる場合がありますので、ご確認ください。

サークル名	例会場所・時間等	所在地	電話番号	FAX番号
鈴	珠洲市立図書館 第1.3火曜日 19:00	〒927-1214 珠洲市 飯田町9-83-2	0768-82-0399	0768-82-0675
水芭蕉	ふれあい健康センター 毎週土曜 13:30	〒928-0001 輪島市 河井町2-287-1	0768-23-1136	
こだま会	宇出津公民館(コンセールのと) 毎週火曜 19:00	〒927-0433 能登町 宇出津ト29-2	0768-62-3458	0768-62-3478
積木の会	ワークパル七尾 毎週木曜 19:00	〒926-0021 七尾市 小島町西1-3	0767-52-2322	
たけのこ	リサイクルショップリボン店 毎週水曜 14:00	〒926-8611 七尾市 大手町リボン通り 入口		
しゅわっち	志賀町文化ホール 毎週金曜 19:30	〒925-0141 羽咋郡 志賀町高浜町力1-1	0767-32-1363 志賀町保健福祉センター	0767-32-3277 志賀町保健福祉センター
羽	羽咋公民館 毎週水曜 19:30	〒925-0052 羽咋市 中央町フ-169-2	0767-22-6226	0767-22-6226
WILL	清湖小学校	〒920-0272 河北	076-286-6716	

	毎週火曜 20:00	郡内灘町向陽台	内灘町役場生涯学習課	
金沢医科大学病院 院手話サークル	金沢医科大学病院 毎週月曜 19:00	〒920-0265 河北 郡内灘町大学1-1	076-286-3511	076-286-8858
つつじの会	かほく市立中央図書館 水曜①10:00②19:30	〒929-1173 かほく 市遠塚口57-6	076-285-1377	076-285-1109
あての会	松ヶ枝福祉会館 毎週水曜 18:30	〒920-0864 金沢市高岡町7-2	076-233-7729 金沢市聴力障害者福祉協会	076-233-9011 金沢市聴力障害者福祉協会
小立野 あての会	小立野文化会館 第1・3月曜 19:00	〒920-0942 金沢 市小立野4-7-51	076-221-0807	076-222-0809
西金沢 あての会	西南部公民館 第1・3木曜 19:00	〒921-8054 金沢 市西金沢3-684	076-240-8860	076-240-8960
駅西 あての会	駅西むつみ体育館 第2・4木曜 19:00	〒921-8054 金沢 市駅西本町2-3-27	076-221-9065	076-221-9065
手の会 (金沢市)	松ヶ枝福祉会館 毎週木曜 13:00	〒920-0864 金沢市高岡町7-2	076-233-7729 金沢市聴力障害者福祉協会	076-233-9011 金沢市聴力障害者福祉協会
手の会 (ウエズ会)	松ヶ枝福祉会館 第2・4水曜 10:00	〒920-0864 金沢市高岡町7-2	076-233-7729 金沢市聴力障害者福祉協会	076-233-9011 金沢市聴力障害者福祉協会
てのひら	ののいちカレード 毎週火曜 19:30	〒921-8845 野々市市 太平寺4-156	076-248-5055	
すずらん	富奥公民館 毎週金曜 10:00	〒921-8834 野々市市中林5-3	076-248-0829	
白 山	白山市鶴来支所 毎週水曜 19:30	〒920-2121 白山 市鶴来本町4-85	076-272-1111	076-272-2754
いなほ	こがね荘 毎週木曜 19:00	〒924-0863 白山市博労町2-51	076-276-3151	076-276-4535
和 の 会	こがね荘 毎週水曜 10:00	〒924-0863 白山市博労町2-51	076-276-3151	076-276-4535
め だ か	緑ヶ丘CC館 毎週木曜 19:30	〒923-1226 能美市緑が丘9-1	0761-51-5545	0761-51-5545
虹	寺井地区公民館 毎週火曜 19:30	〒921-1121 能美市寺井ヨ-47	0761-57-0030	0761-57-3709
8 の 会	第一地区コミュニティセンター 毎週木曜 19:30	〒923-0961 小松 市白江町ツ108-1	0761-23-2414	0761-22-3364
菜 の 花	第一地区コミュニティセンター 毎週木曜 10:00	〒923-0961 小松 市白江町ツ108-1	0761-23-2414	0761-22-3364
道	加賀市市民会館 毎週水曜 19:30	〒922-0811 加賀市 大聖寺南町二11-5	0761-72-1500	0761-72-1244

石川県内の要約筆記サークル

要約筆記とは、聴覚障害のある人のためにその場で情報を書いて伝える方法です。主にノートテーク、手書き要約筆記、パソコン(PC)要約筆記などの方法があります。ここでは石川県要約筆記サークル連絡協議会に加盟しているサークルを掲載しました。

サークルは公民館や学校などの施設を例会の会場として借り受け、自主的に活動します。

(公民館や会館などが主催しているわけではありません。)

また、例会場所や時間は変更になる場合がありますので、ご確認ください。

サークル名	例会場所・時間等	所在地	電話番号	FAX 番号
珠洲要約筆記 サークル	珠洲市社会福祉協 議会ホ`ランティアルーム 第 2・4 土曜 13:30	〒927-1214 珠洲市 飯田町 5 部 9 番地	0768-82-7751	
七尾要約筆記 サークル	袖ヶ江公民館 第 2・4 土曜 14:00	〒926-0058 七尾市 湊町 1-145-1	0767-52-1369	
羽咋要約筆記 サークル	羽咋公民館 第 1・3 土曜 10:00	〒925-0052 羽咋市 中央町フ-169-2	0767-22-6226	
加賀要約筆記 サークル	加賀市市民会館 第 1・3 土曜 10:30	〒922-0811 加賀市 大聖寺南町ニ 11-5	0761-72-1500	0761-72-1244
小松要約筆記 サークル	第一地区コミュニティセンター 第 1 土曜 10:00 第 3 月曜 10:00	〒923-0811 小松市 白江町ツ 108-1	小松市市役所福祉課 0761-22-4111	
小松要約筆記 サークル(PC)	第一地区コミュニティセンター 第 3 水曜 19:30	〒923-0811 小松市 白江町ツ 108-1	小松市役所福祉課 0761-22-4111	
輪島要約筆記 サークル	輪島市文化会館 第 3 日曜 13:30	〒928-0001 輪島市 河井町	0768-22-7666	
松任要約筆記 サークル(PC)	白山市民交流センター 第 1 月曜 19:00	〒924-8688 白山市 倉光2-1	076-274-9591	076-274-9593
松任要約筆記 サークル(合同)	白山市民交流センター 第 3 月曜 19:00	〒924-8688 白山市 倉光2-1	076-274-9591	076-274-9593
松任要約筆記 サークル(手書き)	こがね荘 第 2 月曜 19:00	〒924-0863 白山市 博労町 2-51	076-276-3151	076-276-4535
松任要約筆記 サークル(交流)	白山市民交流センター 第 3 土曜 13:30	〒924-8688 白山市 倉光2-1	076-274-9591	076-274-9593
能美要約筆記 サークル	寺井地区公民館 第 1 水曜 19:00 第 3 水曜 13:15	〒923-1121 能美市 寺井町ヨ 47	能美市社会福祉協議会 0761-51-6020	0761-51-6677
金沢要約筆記	松ヶ枝福祉館	〒920-0864 金沢市	076-233-7729	076-233-9011

サークル(合同)	第2日曜 10:00	高岡町 7-25	金沢市聴力障害者福祉協会	金沢市聴力障害者福祉協会
金沢要約筆記 サークル(PC)	松ヶ枝福祉館 第2木曜 19:00	〒920-0864 金沢市 高岡町 7-25	076-233-7729 金沢市聴力障害者福祉協会	076-233-9011 金沢市聴力障害者福祉協会
金沢要約筆記 サークル(手書き)	松ヶ枝福祉館 第3木曜 13:00	〒920-0864 金沢市 高岡町 7-25	076-233-7729 金沢市聴力障害者福祉協会	076-233-9011 金沢市聴力障害者福祉協会
金沢要約筆記 サークル(手書き)	松ヶ枝福祉館 奇数月第3金曜 19:00	〒920-0864 金沢市 高岡町 7-25	076-233-7729 金沢市聴力障害者福祉協会	076-233-9011 金沢市聴力障害者福祉協会

石川県内の学童保育

共働き・一人親家庭の小学生の子どもたちは、学校から帰った放課後や、土曜日・春・夏・冬休みなど学校が休みの日には、子どもだけで過ごすことになります。この子どもたちの放課後と学校休業日の生活を守るのが学童保育です。

指導員がいて、異年齢集団での生き生きとした生活づくりを通じて、子どもの個々の成長発達を援助しています。

1998（平成10）年4月から学童保育（放課後児童健全育成事業）は、保育所などと同じ児童福祉法に位置付けられた第2種社会福祉事業として施行開始になりました。

石川県内には2011年度258か所の学童保育が設置されています。

石川県学童保育連絡協議会に問い合わせると、お住まいの地域にある学童保育の所在地を知ることができます。

【連絡先】 石川県学童保育連絡協議会

〒920-0856 石川県金沢市昭和町5-13 石川県平和と労働会館
電話番号 076-234-1910 FAX番号 076-234-1910

聴覚障害児の集い「コアラの会」

家庭や学校でコミュニケーションを円滑に行うために、聴覚障害児や親、先生が、手話を共に学び、聴覚障害についての理解を深めることを目的としています。

平成11年度から聴覚障害児の保護者の要望に応え、全国障害者手話通訳問題研究会石川支部、石川県聴覚障害者協会、保護者が共に活動しています。

- 1 対象 聴覚障害児とその家族、聴覚障害児を担当する先生
- 2 日時 毎月1回 土曜日 午後1時30分～3時30分
- 3 場所 金沢市教育プラザ富樫（金沢市富樫3-10-1）
電話番号 076-243-1054 FAX番号 076-243-1100
- 4 年会費 1家族 1,000円
- 5 連絡先 全国手話通訳問題研究会石川支部 山田郁代

白山市 手とおはなしの会

成人ろう者と聴覚障害がある子どもたちとの「体験と感動を」をキーワードに地域に根付いた活動を目指し、白山市立松任図書館で成人ろう者による「生き生きとした手話」で絵本の読み聞かせ会を実施しています。

聴覚障害のある子どもたちに、本に対する興味を持たせ、ことばや表現力を育成することを目指しています。また、保護者の情報交換の場、地域の交流の場となるようボランティアで活動しています。

- 1 日 時 不定期で年4回程度実施しています。
詳しい日程は図書館にお尋ねください。
- 2 場 所 白山市立松任図書館（〒924-0872 白山市古城1）
電話番号 076-274-9877 FAX番号 076-274-5401

石川県聴覚障害者センター

聴覚障害者の社会参加と自立を援助し、生活・文化の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。生活相談をはじめ、手話通訳者の派遣事業などのコミュニケーション支援、ビデオライブラリー（字幕・手話入りビデオ）の利用などの情報提供が受けられます。

- 【連絡先】 〒920-8964 金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内
電話番号 076-264-8615 FAX番号 076-261-3021
ホームページ <http://www.deaf-ishikawa.or.jp/>

石川県内の認定補聴器技能者がいる専門店

補聴器は眼鏡店や補聴器専門店などで購入することができます。補聴器は購入後の調整やメンテナンスなどが欠かせない補装具です。

下記の補聴器専門店には「認定補聴器技能者」という資格を持つスタッフがいます。また、補聴器を最適に調整するための設備として、聴力測定室、聴力測定器、装用効果測定器、補聴器特性検査装置などが整えられています。

下記の補聴器専門店で補聴器を購入されることをお勧めします。

※認定補聴器技能者とは…厚生労働省の指定法人である(財)テクノエイド協会が、補聴器業界と関係医学会の協力を得て認定する資格です。決められた講習を受講し、認定試験に合格する必要があります。更新のためには、5年ごとに講習を受けることが義務付けられています。

認定補聴器技能者在籍店	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
理研産業補聴器センター 金沢支店 ◎	920-0935	金沢市石引1丁目 8-6	076-262-2531	076-264-0790
理研産業補聴器センター 金沢百番街店 ◎	920-0858	金沢市木ノ新保町 1-1 百番街あんと西 4 階	076-265-7240	076-265-7240
理研産業補聴器センター 小松店 ◎	923-0921	小松市土居原町 716	0761-23-3751	0761-23-3751
理研産業補聴器センター 七尾店 ◎	926-0046	七尾市北藤橋口 84-11	0767-52-1321	0767-52-1321
理研産業補聴器センター 羽咋店 ◎	925-0049	羽咋市柳橋町柳橋 76-6	0767-22-0380	0767-22-0380
理研産業補聴器センター 金沢西泉店 ◎	920-0864	金沢市高岡町1-35	076-262-8412	076-262-8412
理研産業補聴器センター 白山松任店 ◎	924-0878	白山市末広 2-75	076-274-7210	076-274-7210
石川医療技術サービス 補聴器相談センター	921-8151	金沢市窪 4-403	076-225-3155	076-225-3155
リオネットセンター金沢 ◎	920-0014	金沢市諸江町 32-38 シープル 88	076-222-4133	076-222-4134
ブルーム金沢店 ◎	920-0901	金沢市彦三町 2-1-41	076-264-1133	076-264-2281
ムサン補聴器店	920-0845	金沢市瓢箪町 2-14	076-225-7466	076-214-4230
メガネと補聴器の店 やました	922-0057	加賀市大聖寺東町 2-26	0761-73-3328	0761-73-3328
北陸補聴器(株)金沢支店	920-0031	金沢市広岡 1-1-10	076-265-7265	076-265-7265

※ ◎印の点いている店は認定補聴器専門店です。

聴覚障害程度と身体障害者手帳等級、手当等級

身体障害者手帳の等級と手当の等級の関係は次の通りです。身障者手帳が同じ2級でも手当の等級が重度になると手当の額が変わってきます。(重度の方は障害児福祉手当月額14,580円が加算されます)

聴 覚 障 害 程 度	手当等級	身障者手帳	障害種別
補聴器を用いても音声が識別できない者 (左右の500・1k・2kHzの聴力すべてが100dB以上の者)	重 度	2 級	一 種
両耳の平均聴力が100dB以上	一 級		
両耳の平均聴力が90dB以上	二 級	3 級	二 種
両耳の平均聴力が80dB以上 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下	手当の支 給はない	4 級	
両耳の平均聴力が70dB以上 一側耳が90dB以上で他側耳が50dB以上		6 級	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能等の障害が重複している場合には上の級になる			

音声機能、言語機能又はそしゃく機能	身障者手帳
音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の喪失 ※1	3 級
音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の著しい障害 ※2	4 級

※1 「音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の喪失」とは、音声を全く発することができないか、発声しても言語機能を喪失したものをいいます。なおこの「喪失」には、先天性のものも含まれます。(言語機能喪失・・・ろうあ、聴あ、失語症)

※2 「音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の著しい障害」とは、音声又は言語機能の障害のため、音声、言語のみを用いて意志を疎通することが困難なものをいいます。構音器官の障害または形態異常によるものがそれにあたります。
(唇顎口蓋裂の後遺症によるものを含む)

障害等級の認定方法

2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて右上表のように認定されます。

合計指数は、右下の等級別指数表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものです。

合計指数	認定等級
18以上	1級
11～17	2級
7～10	3級
4～6	4級
2～3	5級
1	6級

ろうあの障害程度等級

ろうあは、重複する障害として1級になります。従来「あ」については、ろうに付随した障害とみなし、別個の障害としては認定しないことにされてきましたが、検討の結果聴覚障害と音声機能または言語機能の障害は別個の障害であるので、ろうあについても重複障害として認定することが適当とされたものです。

したがって、たとえば、先天性ろうあであって、聴覚障害2級（両耳全ろう）、言語機能障害3級（音声言語をもっては意思を通ずることができない）に該当する場合は、指数加算により1級になります。

障害等級	指数
1級	18
2級	11
3級	7
4級	4
5級	2
6級	1
7級	0.5

身体障害者手帳の申請方法

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める程度の障害のある方に、申請に基づいて交付されます。

障害の種類は肢体不自由、視覚障害、聴覚平衡機能障害、音声言語そしゃく機能障害、内部障害で、障害の程度により1級から6級までの手帳に区分されます。

この手帳は身体障害を有するものを証明するもので、自立支援医療、補装具費の支給、日常生活用具の給付・貸出、所得税等の控除、交通運賃割引等の障害者福祉サービスを利用する際に必要となりますので、身体に障害を有したときは、できるだけ交付を受けるようお勧めしています。

また、手帳の等級によって利用できるサービスが異なりますので、障害の程度に変化があったときは、再交付申請をして等級変更をしてもらうとよいでしょう。

【申請の方法】

- ① まず居住地の障害福祉担当課の窓口へ行き、身体障害者手帳交付申請書と身体障害者診断書・意見書をもらってきます。（金沢市は市民センター、泉野、元町、駅西の福祉健康センターにもあります）
- ② 次に県知事（金沢市の場合は市長）の指定する耳鼻咽喉科医の診断を受け、身体障害者診

断書・意見書にその結果を記入してもらいます。その際、「更生医療補装具の必要性の所見」欄に、「音声を聞き取るため補聴器とイヤモールドが必要である」という旨の文章を記載してもらおうと、手帳取得後に補聴器申請をするための意見書としても使えます。

- ③ 交付申請書と診断書の他に、本人の顔写真1枚(縦4cm×横3cm:金沢市は1枚でよい)を用意して、市町福祉事務所または市町の障害福祉担当課の窓口に出します。
(金沢市は泉野、元町、駅西の福祉健康センターでもよい)
- ④ 1ヶ月ほどで「手帳」が交付されます。

身体障害者手帳の再交付申請の方法

身体障害者手帳を、紛失したり、障害の程度が変わったりした場合には再交付申請をします。申請方法は、申請書が身体障害者手帳再交付申請書になる以外は、はじめての申請手続きと同じです。ただし、障害の程度が変わった場合の再交付申請に関しては、もとの手帳の交付から6ヶ月以上経過している必要があります。

住所、氏名を変更したり、本人が死亡したりした場合も手続きをしなければなりません。

療育手帳の申請方法

知的障害者に対する各種の援助措置を受けやすくするための手帳で、申請により児童相談所等の判定に基づき交付されます。障害の程度はA(重度)、B(その他)の2種類です。

【問合せ先】 各市町障害福祉担当課

補装具(補聴器)購入費の支給申請Q & A

Q 補装具(補聴器)購入費の支給申請って何ですか？

A 身体障害者手帳を持っている人は、身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用される道具(補装具)の交付を受けられます。聴覚障害者には、補聴器が補装具として認められています。補聴器を購入するための費用が一部支給されますので、そのための手続きを補装具購入費の支給申請といっています。

Q いつでも申請できるのですか？

A 5年に1度申請できます。ただし、18歳未満の児童については、児童の状況によって、耐用年数にこだわらなくてもよいとの通達がありますので、補聴器の修理が続いたり、聴力に変動があったりした時には、5年経過しなくても申請ができる場合があります。

Q 補装具購入費の支給申請に必要な書類は？

A ①補装具購入・修理費支給申請書、②補装具費支給意見書、③補聴器販売店見積書の3種類の書類が必要です。①と②については、各市町の障害福祉担当課の窓口にあります。(金沢市は泉野、元町、駅西の福祉健康センターにもあります)各市町の申請書、意見書はきこえの相談支援センターにもありますので、必要な方は申し出てください。

Q ②の補装具費支給意見書はどここの病院でも書いてもらえるのですか？

A 耳鼻咽喉科医のいる病院であれば、書いてもらえます。

Q どんな種類の補聴器でも申請できますか？

A 子どもの場合は申請できます。病院にいくと耳鼻咽喉科医が補装具費支給意見書の処方欄に「重度難聴用耳かけ型補聴器（両耳、イヤモールド付き）」とか「耳あな型オーダーメイド補聴器（両耳）」とか記入してくれます。このとき処方欄にどのような処方書かれるのかが大変重要になってきます。両耳に装用したくても処方欄に「両耳」の記載がなければ2台分の交付は受けられません。一方「重度難聴用」の記載があれば、身体障害者手帳の等級が重度難聴の2級や3級でなくても重度難聴用補聴器を購入するための補装具費が支給される場合があります。また補聴器の申請が1台でも、処方欄に「イヤモールド左右必要」と記入してもらえばイヤモールドが2個分支給されます。いずれにせよ自分がどのような補聴器の支給を必要とするのかを、担当の医師と十分に話し合って、間違いのない支給が受けられるように注意してください。

Q どういう順序で申請を行えばいいですか？

A 【ろう学校の場合】

- (1) まずは、きこえの相談支援センターにご相談ください。何台かの補聴器を試聴してから最適の補聴器を選びます。必要がある場合には、きこえの相談支援センターが耳鼻咽喉科医宛の依頼状を書きます。
- (2) ①の補装具購入・修理費支給申請書に必要事項（個人番号は絶対記入しない）を書き込み、印鑑を押します。
- (3) 耳鼻咽喉科医のいる病院へ子どもと一緒にいき、医師に②の補装具費支給意見書を書いてもらいます。医師宛の依頼状がある場合は、受付に提出します。前回と同じ内容の申請の場合、意見書は要りません。まずはきこえの相談支援センターにご相談ください。
- (4) ①と②の書類がそろったら、きこえの相談支援センターに提出してください。
- (5) あとは学校にきている補聴器販売店が見積書をそえて、各市町の障害福祉担当課

の窓口にいき代理で申請してくれます。

- (6) しばらくすると各市町の障害福祉担当課から、自宅宛に「補装具費支給券」と「代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状」が郵送されてきます。支給券については、「受領者氏名」の欄と「本人との関係」の欄を記入し、受領印を押します。委任状については、「請求者兼委任者の住所、氏名」を記入し、印鑑と捨印を押します。
- (7) 「支給券」、「利用者負担額」のお金、「請求書兼委任状」をきこえの相談支援センターに提出してください。購入先の補聴器販売店に、それを渡します。補聴器の価格が障害者総合支援法の購入基準額を上回っている場合は、その差額分と「利用者負担額」を合計した金額を支払うことになります。

A 【ろう学校以外の場合】

- (1) ①補装具費支給申請書、②補装具費支給意見書を、各市町の障害福祉担当課の窓口に行き、もらいます。(金沢市は福祉健康センターにもあります)
- (2) ①の補装具費支給申請書に個人番号以外の必要事項を書き込みます。
- (3) 耳鼻咽喉科医のいる病院へ子どもと一緒にいき、②の補装具費支給意見書を書いてもらいます。前回と同じ内容の申請の場合、意見書は要りません。まずは、きこえの相談支援センターにご相談ください。
- (4) 補聴器販売店へ行って補聴器を選び、③の見積書を書いてもらいます。
- (5) 各市町の障害福祉担当課の窓口に行って、①②③の書類を提出します。(金沢市は泉野、元町、駅西の福祉健康センターでもよい)
- (6) しばらくすると各市町の障害福祉担当課から自宅宛に「補装具費支給券」と「代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状」が郵送されてきます。支給券については、「受領者氏名」の欄と「本人との関係」の欄を記入し、受領印を押します。委任状については、「請求者兼委任者の住所、氏名」を記入し、印鑑と捨印を押します。
- (7) 購入先の補聴器販売店に「支給券」、「利用者負担額」のお金、「請求書兼委任状」を持っていきます。補聴器の価格が障害者総合支援法の購入基準額を上回っている場合は、その差額分と「利用者負担額」のお金を合計した金額を支払うことになります。

Q 新しい補聴器の試聴はできますか？

- A** 補聴器販売店から試聴用補聴器を借りて試聴できます。ろう学校にも試聴用補聴器があります。販売店の補聴器の貸出期間は1機種につき、1～2週間以内です。貸出期間中に故障・破損した場合は、借用者に実費負担していただきます。
耳あな型オーダーメイド補聴器は原則的には試聴できませんが、どうしてもしたい場合には相談支援センターまでご相談ください。

Q 補聴器を購入する際の「利用者負担額」のお金はいくらになりますか？

- A** 補聴器購入の際の「利用者負担額」のお金は、補聴器の購入基準額の1割分です。補聴器の購入基準額は補聴器の種類によって異なります。補聴器の価格が購入基準額を上回っている場合は、「利用者負担額」のお金+「購入基準額を上回った差額分」が負担と

なります。家族の前年度の所得税額によって、利用者負担額が減額されることもあります。

補装具（補聴器）修理費の支給申請の方法 Q & A

Q 補装具（補聴器）修理費の支給申請って何ですか？

A 補聴器が故障したとき、修理するためにとる手続きを**補装具（補聴器）修理費の支給申請**といいます。福祉の申請以外で購入した補聴器の修理申請はできません。

Q 補装具（補聴器）修理費の支給申請に必要な書類は？

A ①補装具購入・修理費支給申請書と②補聴器販売店の見積書の2枚が必要です。各市町の障害福祉担当課の窓口にあります。（金沢市の場合は、泉野、元町、駅西の福祉健康センターにもあります）

各市町の申請書はきこえの相談支援センターにもありますので、必要な方は申し出てください。

Q どういう順序で補装具（補聴器）修理費の支給申請を行えばいいですか？

A 【ろう学校の場合】

- (1) まずは、きこえの相談支援センターにご相談ください。
- (2) ①の補装具(購入・修理)費支給申請書に、個人番号以外の必要事項を書き込み、印鑑を押し、相談室に提出してください。個人番号は、絶対に記入しないでください。
- (3) あとは学校にきている補聴器販売店が各市町の障害福祉担当課の窓口に行って、②の見積書をそえて代理で申請してくれます。自分で窓口へ行き申請される場合は、見積書が必要です。きこえの相談支援センターまでお知らせください。
- (4) しばらくすると各市町の障害福祉担当課から、自宅宛に「補装具費支給券」と「代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状」が郵送されてきます。支給券については、「受領者氏名」の欄と「本人との関係」の欄を記入し、受領印を押します。委任状については、「請求者兼委任者の住所、氏名」を記入し、印鑑と捨印を押します。
- (5) 「支給券」、「利用者負担額」、「請求書兼委任状」をきこえの相談支援センターに提出してください。購入先の補聴器販売店に、それを渡します。補聴器の修理費用が障害者総合支援法の修理基準額を上回った場合は、その差額分と「利用者負担額」を合計した金額を支払うことになります。

A 【ろう学校以外の場合】

- (1) 修理に出した補聴器販売店で、②の見積書を書いてもらいます。
- (2) 各市町の障害福祉担当課の窓口に行って、①の補装具(購入・修理)費支給申請書に必要事項を書き込み、印鑑を押し、②の書類をそえて提出します。（金沢市は福祉健

康センターでも出せます)

- (3) しばらくすると各市町の障害福祉担当課から自宅宛に「補装具費支給券」と「代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状」が郵送されてきます。支給券については、「受領者氏名」の欄と「本人との関係」の欄を記入し、受領印を押します。委任状については、「請求者兼委任者の住所、氏名」を記入し、印鑑と捨印を押します。
- (4) 購入先の補聴器販売店に「支給券」、「利用者負担額」のお金、「請求書兼委任状」を持っていきます。修理費用が障害者総合支援法の修理基準額を上回った場合には、その差額分と「利用者負担額」のお金を合計した金額を支払うことになります。

Q 補聴器を修理する際の負担額はいくらですか？

A 修理費用の「利用者負担額」のお金は、補聴器の修理基準額の1割分です。補聴器の修理費が修理基準額を上回っている場合は、「利用者負担額」のお金+「修理基準額を上回った差額分」が負担となります。家族の前年度の所得税額によって、利用者負担額が減額されることもあります。

軽・中等度難聴児補聴器購入費等の助成制度

軽度・中等度難聴で身体障害者手帳の対象とはならない18歳未満の方の保護者に対して、補聴器の購入・修理の費用の一部を助成する制度です。県内全市町で実施しています。

市町によって助成額等が違いますので、申請をする前に各市町の障害福祉担当課へお問い合わせください。

市町の障害福祉担当部署	自己負担割合	修理	補聴援助システム	備考
加賀市ふれあい福祉課	3分の1 (法定代理受領)	○	○	・非課税世帯、生活保護世帯も同率の自己負担
小松市ふれあい福祉課	3分の1 (法定代理受領)	○	要相談	・非課税世帯、生活保護世帯も同率の自己負担
能美市福祉課 (福祉事務所)	3分の1 (法定代理受領)	○	要相談	・非課税世帯、生活保護世帯も同率の自己負担
川北町福祉課	1割 (法定代理受領)	○	○	・非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし
白山市障害福祉課	1割 (法定代理受領)	○	○	・非課税世帯、生活保護世帯も同率の自己負担
野々市市福祉総務課	3分の1 (法定代理受領)	○	○	・非課税世帯、生活保護世帯も同率の自己負担

金沢市障害福祉課	1割 (法定代理受領)	○	○	・非課税世帯、生活保護世帯は給付額に100円未満の端数がある場合端数のみ負担
内灘町福祉課	1割 (法定代理受領)	○	○	・非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし
津幡町福祉課	1割 (法定代理受領)	○	○	・非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし
かほく市健康福祉課 (福祉事務所ほのぼの館)	1割 (法定代理受領)	○	○	・非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし
羽咋市健康福祉課 (福祉事務所)	1割 (法定代理受領)	×	○	・非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし
宝達志水町健康福祉課	1割 (法定代理受領)	×	○	・非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし
志賀町健康福祉課	1割 (法定代理受領)	×	○	・非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし
七尾市福祉課 (福祉事務所)	3分の1 (法定代理受領)	○	○	・非課税世帯、生活保護世帯も同率の自己負担
中能登町住民福祉課	1割 (法定代理受領)	○	○	・非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし
輪島市福祉課 (福祉事務所)	3分の1 (法定代理受領)	○	○	・非課税世帯、生活保護世帯も同率の自己負担
穴水町住民福祉課	3分の1 (法定代理受領)	○	○	・非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし
能登町健康福祉課 (内浦庁舎)	3分の1 (法定代理受領)	○	○	・非課税世帯、生活保護世帯も同率の自己負担
珠洲市福祉課 (福祉事務所)	1割 (法定代理受領)	要相談	要相談	・非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし

人工内耳音声信号処理装置購入等の助成制度

聴覚に障害があり、人工内耳を装用している方に対し、人工内耳用音声信号処理装置の購入費の一部を助成する制度です。

市町によって助成額等が異なりますので、申請をする前に各市町の障害福祉担当課へお問い合わせください。

市町の障害福祉担当部署	音声信号処理装置助成	電池購入助成 (月額)	助成対象	備考
加賀市ふれあい福祉課	限度額 20 万円	購入した年から 限度額 2,500 円	年齢制限なし	5 年経過した人
小松市ふれあい福祉課	限度額 70 万円	なし	年齢制限なし	5 年経過した人
能美市福祉課 (福祉事務所)	なし	なし		
川北町福祉課	なし	なし		
白山市障害福祉課	限度額 20 万円	なし	年齢制限なし	7 年経過した人
野々市市福祉総務課	限度額 20 万円	なし	年齢制限なし	5 年経過した人
金沢市障害福祉課	限度額 20 万円	なし	年齢制限なし	5 年経過した人
内灘町福祉課	なし	なし		
津幡町福祉課	限度額 20 万円	なし	年齢制限なし	5 年経過した人
かほく市健康福祉課 (福祉事務所ほのぼの館)	限度額 20 万円 (修理費も助成)	なし	18 歳未満	5 年経過した人
羽咋市健康福祉課 (福祉事務所)	購入額の 2 分の 1 限度額 20 万円	なし	年齢制限なし	5 年経過した人
宝達志水町健康福祉課	なし	なし		
志賀町健康福祉課	なし	なし		
七尾市福祉課 (福祉事務所)	なし	なし		
中能登町住民福祉課	購入額の 2 分の 1 50 万円を限度	年間 3 万 6 千円まで 自己負担 1 割	年齢制限なし	5 年経過した人
輪島市福祉課 (福祉事務所)	購入額の 2 分の 1 50 万円を限度	なし	年齢制限なし	5 年経過した人
穴水町住民福祉課	購入額の 2 分の 1 50 万円を限度	なし	年齢制限なし	5 年経過した人
能登町健康福祉課 (内浦庁舎)	購入額の 2 分の 1 50 万円を限度	なし	年齢制限なし	5 年経過した人
珠洲市福祉課 (福祉事務所)	購入額の 2 分の 1 50 万円を限度	なし	年齢制限なし	5 年経過した人

聴覚障害者用日常生活用具の給付

聴覚障害のある人が安心して容易に在宅生活を送れるように、様々な日常生活用具として給付されます。

日常生活用具は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、各市町が行います。いずれも市町によっては給付していないところもありますので、申請をする前に各市町の障害福祉担当課へお問い合わせください。

日常生活用具の給付までの流れは、つぎの通りです。

- ① 日常生活用具給付申請書を、各市町の障害福祉担当課の窓口まで行き、もらいます。
(金沢市は福祉健康センターにもあります)
- ② メーカーのパンフレット、カタログなどで、申請する日常生活用具を選びます。
- ③ 製品販売店(学校にきている補聴器販売店でもよい)で見積書を書いてもらい、カタログといっしょにもらってきます。
- ④ 必要事項を記入した日常生活用具給付申請書と製品販売店の見積書、カタログを、各市町の障害福祉担当課の窓口提出します。(金沢市では福祉健康センターでも出せます)
- ⑤ 自宅に各市町から給付決定通知書と日常生活用具給付券が送られてきます。
- ⑥ その日常生活用具給付券を、見積書を書いてもらった製品販売店へもっていき、その製品価格の1割を支払います。ただし、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。
- ⑦ 製品販売店からその製品を受け取ります。

種目	障害及び程度	対象年齢(原則)	上限額(円)	備考	耐用年数
聴覚障害者 用屋内信号 装置	聴覚障害2級 以上	18才以上	87,400	音等を視覚、触覚等により知覚できるもの(聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む)※用途が異なれば、最初の支給決定日から10年間で合計87,400円を上限とし、複数回申請可	10年
聴覚障害者 用屋内信号 装置(火災警 報機用)	聴覚障害2級 以上	18才以上	21,600	火災警報機の音等を視覚、触覚等により知覚できるもの ※火災警報機と同時購入する場合に限る。	10年

聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害者または発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	学齢児以上	20,000	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	5年
聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	年齢制限なし	88,900	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
携帯用会話 補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	学齢児以上	98,800	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年

障害者の各種運賃、料金の割引・減免制度

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人には、次のような各種運賃、料金の割引・減免制度があります。

※ 第1種身体障害者・・・1級～3級 第2種身体障害者・・・4級～6級

項目	対象者	割引率	手続き	備考
JR 旅客 運賃	第1種身体障害者手帳療育手帳A所持者	本人 50%	乗車券発売 窓口到手帳 を呈示する	急行券、定期・回数乗車券にも適用。単独で乗車する場合は片道100kmを超える場合のみ適用。
		付添人 50%		
	第2種身体障害者手帳療育手帳B所持者	本人 50%		片道100kmを超える普通乗車券の場合のみ適用
		付添人 50%		定期乗車券にのみ適用、付添人と乗車する場合のみ、距離制限はない
I R い し か わ 鉄 道 旅 客 運 賃	第1種身体障害者手帳療育手帳A所持者	本人 50%	乗車券発売 窓口到手帳 を呈示する	距離制限はないが、最低運賃額より安くない。単独での線、JR線を続けて利用する場合は、片道100kmを超えて乗車する場合に限る。
		付添人 50%		
	第2種身体障害者手帳療育手帳B所持者	本人 50%		
		付添人 50%		
乗 合 バ ス の 旅 客 運 賃	第1種身体障害者手帳療育手帳A所持者	本人 50%	車内で手帳 を呈示する	距離制限はないが、最低運賃額より安くない。単独での線、JR線を続けて利用する場合は、片道100kmを超えて乗車する場合に限る。
		付添人 50%		
	第2種身体障害者手帳療育手帳B所持者	本人 50%		
運 賃 タ ク シ ー	身体障害者手帳療育手帳所持者	基本的に初乗り運賃を助成	車内で手帳を呈示する	市町により異なる。
航 空 運 賃	身体障害者手帳療育手帳所持者	航空会社や路線により異なる	航空券販売窓口到手帳を呈示する	日航、全日空等の定期航空路線(国内線)
通 行 料 金	有料道路 障害者が運転する場合、または第1種身体障害者手帳所持者の車を介助者が運転する場合	50%	料金所で手帳を呈示し、割引後に支払う	各市町障害福祉担当課で、手帳に割引を受ける車の有効期限と、ナンバーを記載してもらう(運転免許証、車検証も必要)
受 信 料	NHK放送 身体障害者手帳を持つ人を構成員とする低所得世帯、重度の知的障害を有する人を構成員とする住民税非課税世帯	全額免除	申請書をNHKに提出する	全額免除の場合は事前に市町村長又は福祉事務所長の証明書が必要な場合もある

石川県内の手帳所持者に対する施設等の割引制度

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人には、県の施設等を利用する際に、次のような割引制度があります。(令和元年度)

施設 の 名 称	通 常 料 金	割 引 額	対 象	所 在 地 連 絡 先
いしかわ動物園	一 般 840 円 中学生以下 410 円 (3 歳未満除く)	①本人及び付添 1 名分無料※ ②本人のみ無料※	※①身障手帳 1～3 級、療育手帳 A 所持者 ※②身障手帳 4～6 級、療育手帳 B 所持者	能 美 市 0761-51-8500
のとじま水族館	大 人 1,890 円 中学生以下 510 円	手帳を見せると無料 付添 1 名分も		七 尾 市 0767-84-1271
ふれあい昆虫館	一 般 410 円 小 中 高 生 200 円	手帳を見せると無料 付添 1 名分も		白 山 市 0761-92-3417
のと海洋 ふれあいセンター	高校生以上 210 円	手帳を見せると無料 付添 1 名分も		能 登 町 0768-74-1919
県立美術館	常備展 大人 370 円 大学生 290 円 企画展	手帳を見せると無料 付添 1 名分も	手帳所持者	金 沢 市 076-231-7580
金沢21世紀 美術館	企画展 大人 450 円 大学生 310 円	本人及び付添1名ま で2割引		金 沢 市 076-220-2800
県立歴史博物館	常設展 大人 300 円 大学生 240 円 企画展	手帳を見せると無料 付添 1 名分も		金 沢 市 076-262-3417
県立白山ろく 民俗資料館	一 般 260 円 (18 歳以上) 65 歳 以 上 200 円	手帳を見せると無料 付添 1 名分も		白 山 市 0761-98-2665
輪島漆芸美術館	一 般 630 円 大 高 学 生 320 円 中 小 学 生 150 円	手帳を見せると無料 付添 1 名分も		輪 島 市 0768-22-9788
能登島 ガラス美術館	高校生以上 800 円	手帳を見せると無料 付添 1 名分も		七 尾 市 0767-84-1175
銭屋五平衛 記念館	大 人 500 円 小中高生 350 円	手帳を見せると無料 付添 1 名分も		金 沢 市 076-267-7744
金沢港大野 からくり記念館	大 人 300 円 小中高生 200 円	200 円(付添も同額) 100 円(付添も同額)		金 沢 市 076-266-1311

七尾美術館	展示によって異なる	①本人及び付添1名 無料 ②団体割引の額	①身障者手帳 1～3級、療育 手帳A所持者 ②身障者手帳 4～6級、療育 手帳B所持者 手帳所持者	七尾市 0767-53-1500
海洋漁業科学館 (うみとさかなの科学館)	無料	無料		能登町 0768-62-4655
柳田星の観察館 満天星 (プラネタリウム)	大人 550円 小中学生 330円	270円 160円 付添1名免除		能登町 0768-76-0101
西田幾多郎 記念哲学館	一般 300円 高齢者・学生 200円 高校生以下無料	無料 (付添人1名分も)		かほく市 076-283-6600
辰口丘陵公園 温水プール	大人 550円 高校生 440円 中学生以下 220円	手帳を見せると無料 付添1名分も		能美市 0761-51-4166
健民海浜公園 プール	18歳以上 620円 13歳以上18歳未満 300円 4歳以上13歳未満 200円	200円		金沢市 076-267-2266
兼六園	18歳以上 320円 6歳以上 100円	手帳を見せると無料 付添1名分も		金沢市 076-234-3800

税金の控除制度について

障害者や扶養親族に対して、様々な税制上の優遇措置が設けられています。手続きには身障者手帳(療育手帳)や印鑑が必要です。

① 所得税・住民税の障害者控除

給与所得者の場合は、年末調整のときに事業主に、それ以外の方は確定申告のときに各地域の税務署または各市町税担当課に身体障害者手帳(療育手帳)を見せて、控除に係わる手続きを行ってください。

【問合せ先】 各地域の税務署または各市町税務担当課

② 相続税の控除

相続人が障害者であるときは、相続開始の日から85歳に達するまでの年数1年につき、10万円(特別障害者のときは20万円)が、障害者控除として相続税額から差し引かれ

ます。

※特別障害者・・・身体障害者手帳1、2級、療育手帳A判定の方

【問合せ先】 各地域の税務署

③ 少額貯蓄の非課税制度

郵便貯金、銀行預金等（マル優）、利付国債（特別マル優）の限度額（各 350 万円）までの利子は非課税となります。手続方法は金融機関への障害者の資格を証する手帳または証書等、および住所、氏名、生年月日等を確認できる公的書類、健康保険証等を提示してください。

【問合せ先】 各金融機関

④ 自動車税、自動車取得税の免除

障害者本人が所有・運転する場合、あるいは生計を一にする者が障害をもつ者の通院、通所、通学、通勤等のために購入・運転する場合に自動車税、自動車取得税が免除になります。対象となる聴覚障害の程度は2級、3級です。

【問合せ先】 県税務課自動車税グループ 電話番号 076-225-1273

⑤ 軽自動車税の免除

障害者本人が所有、運転する場合、生計を一にする者が障害をもつ者の通院または通学等のために購入、運転する場合に軽自動車税が免除になります。対象となる聴覚障害の程度は2級、3級です。

【問合せ先】 各市町税務担当課

補聴器の医療費控除について

2018年より、補聴器の購入費用が医療費控除の対象になりました。医療費控除の対象にするには「耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談医に診察を受け、所定の書類を書いてもらってから、購入する」ことが必要です。以下の手続きを参考にしてください。

- ①補聴器相談医で診察を受ける。
- ②『補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）』に記入をお願いする。
- ③補聴器販売店に『補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）』を見せて、補聴器を購入する。
- ④『補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）』の写しと補聴器の領収書を受け取る。
- ⑤購入した年の医療費控除として申告する。

※『補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）』に書いてもらう時は『補聴器を必要と

する主な場面』という項目の【医師等による診療や治療を受けるために直接必要】の欄に必ずチェックを入れてもらってください。

※お近くの補聴器相談医は、耳鼻咽喉科学会のホームページから検索することができます。

特別児童扶養手当

在宅で、精神又は身体に一定以上の障害を有する児童（20歳未満）を養育している者に支給されます。

手当額は手当等級が一級の場合 51,700 円、二級の場合 34,430 円です。

所得により支給制限があります。

身体障害者手帳の等級と手当等級の関係は、「聴覚障害の程度と身体障害者手帳等級、手当等級」を参照してください。

【問合せ先】 各市町障害福祉担当課

障害児福祉手当

重度障害児に対して、その障害のために必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。精神又は身体に重度の障害を有するために日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人が対象です。本人、扶養義務者の所得などにより支給に制限があります。手当額は月額 14,650 円です。

聴覚障害の場合は、両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度で、500Hz・1kHz・2kHzの聴力が左右いずれも100dBを超えている人が対象になります。身体障害者手帳の等級と手当等級の関係は32ページを参照してください。

【問合せ先】 各市町障害福祉担当課

特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人が対象です。本人、扶養義務者の所得などにより、支給に制限があります。手当額は月額 26,940 円です。

聴覚障害の場合は、両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度で、500Hz・1kHz・2kHzの聴力が左右いずれも100dBを超えている人が対象になります。

【問合せ先】 各市町障害福祉担当課

自立支援医療（育成医療）

18歳未満の児童で、身体に障害のある方、または現存する疾患を放置すると将来障害を残す方で、確実な治療効果が期待しうるものに対し、指定医療機関で受けた医療費（食事標準負担額は除く）を助成します。身体障害者手帳の所持とは関係ありません。

対象となる疾患は、①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤内臓障害（呼吸器・心臓・腎臓・ぼうこう・直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については先天性のものに限る） ⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、です。ただし、県が指定する医療機関での治療に限られていますので、事前に確かめてください。

自己負担は、原則として医療費の1割負担です。世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されています。なお一定所得以上の方は対象外となります。

詳しくは下記の関係機関まで問い合わせてください。

【問合せ先】 保健福祉センター、金沢市福祉健康センター

自立支援医療（更生医療）

身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療です。対象となるのは、身体障害者手帳を持っている18歳以上の人です。県が指定した医療機関で治療を受けます。

自己負担については原則として医療費の1割負担で、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されています。また、入院時の食費（標準負担額相当）については原則自己負担です。一定所得以上の方は対象にならない場合があります。

詳しくは下記の関係機関まで問い合わせてください。

【問合せ先】 各市町障害福祉担当課、金沢市福祉健康センター

心身障害者医療費助成制度

身体障害者(児)と知的障害者(児)が病院などにかかったときの医療費の自己負担分を県と市町で2分の1ずつ助成する制度です。利用できるのは、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A・Bをもっている方です。3級の方が利用できる市町も一部あります。

石川県単独事業では所得制限があります。市町障害福祉担当課に申請して、「医療費受給者証」をもらいます。病院の窓口で、医療費受給者証と健康保険証を見せると医療費の自己負担がなくなります。

【問合せ先】 各市町障害福祉担当課、金沢市福祉健康センター

特別支援教育就学奨励費

特別支援学校に就学している幼児、児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、保護者の負担能力に応じて学校への就学に必要な経費の全部又は一部が支給されます。給食費、通学・帰省に関する交通費及び付添い費、寄宿舍居住に関する経費、教科書、修学旅行、学用品などの費用が対象になります。

小・中学校の特別支援学級の児童生徒も対象となります。特別支援学級の就学奨励費については、お住まいの市町村が就学奨励金制度を設けていることが前提となります。

お住まいの市町村がこの制度を設けているかなど、詳細は各市町教育委員会にご確認ください。

●支給対象経費●

教科用図書購入費		
学校給食費		
交通費	通学費	本人経費、付添人経費
	帰省費	本人経費、付添人経費
	職場実習交通費	
	交流学习費	
寄宿舍経費 (限度額あり)	寝具購入費	
	日用品等購入費	
	食費	
修学旅行費 (限度額あり)	修学旅行費	本人経費、付添人経費
	校外活動等 参加費	本人経費、付添人経費
	職場実習宿泊費	
	学用品等購入費 (限度額あり)	
新入生児童・生徒学用品費等 (限度額あり)		

【問合せ先】 〒921-8151 金沢市窪 6-218 石川県立ろう学校事務室
電話番号 076-242-6218 FAX番号 076-243-4806

《引用・参考文献》(初版作成時。現在は HP などを参考に改訂を行っています)

- 石川県健康福祉部健康推進課『石川県 療育マップいしかわ』2004
- 石川県保険医協会『福祉マップ 改訂第7版』能登印刷出版局 2007
- 石川県健康福祉部健康推進課『赤ちゃんのきこえの精密検査をすすめられたご家族へ』、2005
- 石川県厚生部『障害者福祉ガイド』1997
- 金沢市『かなざわ生活ページ 平成29年度版』2018
- 石川県教育委員会『平成29年度 石川の特別支援教育』
- 奈良県立ろう学校聴能部『福祉のしおり 第3版』1995
- 聴能情報誌『みみだより』
- 全国特殊教育推進連盟『お子さんに合った教育を求めて』2003
- リオン株式会社『福祉手帳2018』2018
- 『加賀市べんり帳』2005
- 厚生労働省・全国社会福祉協議会『障害者自立支援法における新制度説明パンフレット』2005
- 全国補聴器専門店認定協会リーフレット『補聴器を購入の際大切なことはお店選びです。』

みみよりマップいしかわ

初版発行日 平成18年3月

改訂版発行 令和2年4月

発行者 石川県立ろう学校

〒921-8151 金沢市窪6丁目218番地

電話 076-242-6218

FAX 076-243-4806